

## 建設常任委員会記録

令和3年3月9日（火）於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時41分

### ○出席委員（6名）

3番 坂本 崇 委員      6番 蛭名 正樹 委員      10番 野村 太郎 委員  
11番 外崎 勝康 委員      14番 松橋 武史 委員      18番 石岡 千鶴子 委員

### ○出席理事者（5名）

建設部長 天内 隆範                      建築指導課長 佐藤 久男  
都市整備部長 野呂 忠久                  都市計画課長 中田 和人  
都市計画課主幹 竹内 良定

### ○出席事務局職員（2名）

議事係長 蝦名 良平                      書記 外崎 容史

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（外崎勝康委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。  
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

---

### 議案第30号 弘前市手数料条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） まず、議案第30号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

○建設部長（天内隆範） それでは私から、議案第30号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

お手元の資料1の新旧対照表を御覧ください。左側に条例改正案を、右側に現行条例を記載しており、赤字の部分がこのたび改正しようとする部分であります。

次に、資料2の弘前市手数料条例改正説明資料を御覧ください。今回は、こちらの資料を主に、改正内容について御説明させていただきます。

まず、改正概要について御説明いたします。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律・同施行令の一部改正、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定手続において、新たに創設された評価方法による

申請に対する手数料を定めるなど所要の改正を行うものであります。

続きまして、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の概要について御説明いたします。

この法律は、温室効果ガス排出量削減等のための新たな枠組みであるパリ協定において掲げた削減目標の達成に向け、日本の全エネルギー消費量の3分の1を占める住宅・建築分野のエネルギー消費量を削減する必要があり、建築物の省エネ性能の向上を図るために制定された法律であります。

続きまして、手数料条例の改正内容について御説明いたします。

まず、(1)は、省エネ性能向上計画の認定・変更に係る部分で、新旧対照表の1ページから22ページにかけての別表67の8の項及び67の9の項の改正であります。

一つ目は、新たに創設された大臣が認めた評価方法による申請に対する手数料を追加するものです。この評価方法は、建築物総合エネルギーシミュレーションツール——通称BESTと呼ばれるもので、基準省令の規定による国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認めた評価方法であります。手数料額であります。国から、当該申請に係る審査所要時間は、既に評価方法としてある標準入力法と同様となると示されたことから、標準入力法と同額としております。

二つ目は、非住宅建築物の面積による手数料区分の細分化を行うものです。国から、これまでの面積区分300平方メートル以上2,000平方メートル未満について、1,000平方メートル未満の着工割合が著しく大きいこと等を踏まえ、300平方メートル以上1,000平方メートル未満と1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満に細分化した審査所要時間が示されたことから、これに対応するため、300平方メートル以上2,000平方メートル未満の区分を、300平方メートル以上1,000平方メートル未満と1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の2区分に細分化したものです。この2区分の細分化に対応する申請手数料は、国から示された審査所要時間に職員の平均単価を乗じて算出しております。

次に、資料2の2ページをお開きください。

(2)は、省エネ性能適合認定に係る部分で、新旧対照表では22ページから34ページにかけての別表67の10の項の改正であります。

一つ目は、新たに創設された大臣が認めた評価方法による申請に対する手数料を追加するものです。内容といたしましては、先ほどの(1)で御説明いたしました内容と同様となっております。

二つ目は、新たに創設されたモデル住宅法による申請に対する手数料を追加するものです。この評価方法は、省エネ計算に不慣れな設計者や専門知識のない中小工務店の方でも簡単に省エネ基準への適合性を確認できるよう整備された簡易的な評価方法となっております。手数料額であります。国から、当該申請に係る審査所要時間は既に評価方法としてある仕様基準と同様となると示されたことから、仕様基準と同額としております。

三つ目は、非住宅建築物の面積による手数料区分の細分化を行うものです。内容といたしましては、先ほど御説明いたしました(1)と同様に、これまでの面積区分300平方メートル以上2,000平方メートル未満の1区分を、300平方メートル以上1,000平方メートル未満と1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の2区分に細分化したものです。

次に、(3)は、省エネ性能適合性判定・変更に係る部分で、新旧対照表では34ページから46ページにかけての別表67の11の項及び67の12の項の改正であります。

一つ目は、新たに創設された大臣が認めた評価方法による、申請に対する手数料を追加するものです。内容といたしましては、先ほどの(1)で御説明いたしました内容と同様となっております。

二つ目は、省エネ基準への適合義務範囲の拡大に伴う手数料区分の細分化を行うものです。省エネ性能適合性判定を受ける義務がある建築物の規模について、これまでは非住宅建築物で床面積が2,000平方メートル以上とされておりましたが、このたびの法改正により、非住宅建築物で300平方メートル以上に範囲が拡大されたため、現行の手数料区分が2,000平方メートル未満の1区分であったものを、300平方メートル以上1,000平方メートル未満と1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の2区分に細分化したものです。この2区分に対応する申請手数料は、国から示された審査所要時間に職員の平均単価を乗じて算出しております。

次に、(4)は、法改正による条項ずれ部分の改正についてですが、このたびの改正により、法に条項ずれが生じたことから、手数料条例で法を引用している部分の改正を行うものです。

最後に、附則において、本条例の施行期日及び経過措置を規定しております。施行期日は、建築物省エネ法の一部を改正する法律等の施行日に合わせて、令和3年4月1日としております。経過措置であります。改正後の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあったものに対する審査に係る手数料について適用することとしております。

以上が、議案第30号弘前市手数料条例の一部を改正する条例案の内容でございます。十分なる御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（野村太郎委員） 御説明ありがとうございます。1点だけ。

今の御説明をお聞きしていると、大体これは、不動産会社とかディベロッパーとか、そっちの側の手数料なのかなというふうに聞いたのですけれども、これ、いわゆるこれから家を建てるという普通の一般の人に対しては、何かこういう手間が増えるとか、影響があるとか、そういうのはあるのか・ないのか、その1点だけお聞きします。

○建築指導課長（佐藤久男） 個人の方が住宅を建てるという場合にも、この三つの制度があるのですけれども、二つは適用になります。建てる方自身が特に何かをやるというのではなくて、設計士なり、工務店の方が、この省エネ基準に合わせるために断熱性能を良くしたり、省エネの設備機器を設置したりということをいろいろ計算して、適合するか・しないかということになります。建てる方にしてみれば、ちょっと建設費のコストは上がるという部分はありますけれども、そういう形でございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者入替え]

---

議案第31号 弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例を廃止する等の  
条例案

---

○委員長（外崎勝康委員） 次に、議案第31号弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例を廃止する等の条例案についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（野呂忠久） 議案第31号弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例を廃止する等の条例案について御説明申し上げます。

提案理由は、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業が完了したことに伴い、土地区画整理事業を廃止するとともに、関係規定を整備するため、弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例の廃止、弘前駅前北地区都市再生住宅条例の一部改正、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正、そして、弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正をしようとするものであります。

第1条の弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例の廃止について御説明をいたします。配付しております、資料1、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例を御覧願います。

本条例は、弘前駅前北地区土地区画整理事業の施行に当たり、第1章で趣旨、定義等について、第2章で事業に要する費用負担について、第3章で土地区画整理審議会の定数や任期等、第4章で地籍確定の方法について、第5章で評価員の定数や宅地・権利の評価について、第6章で清算金の算定・徴収・交付について、第7章では、換地処分 of 時期等について規定をしております。本条例につきましても、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業が完了したことに伴い廃止をするものであります。

議案にお戻り願います。続きまして、第2条の弘前駅前北地区都市再生住宅条例の一部改正について御説明をいたします。

改正前の都市再生住宅条例では、都市再生住宅の入居に関して、「土地区画整理事業の施行地区内に居住し、土地区画整理事業の施行に伴い仮住居を必要とするもの」と「現に住宅等に困窮していることが明らかな者で、収入が規則で定める基準に該当するもの」の二つの使用者の資格により運営をしております。弘前駅前北地区土地区画整理事業が完了したことに伴い、土地区画整理事業の施行に伴う都市再生住宅への入居がなくなったことにより、土地区画整理事業による入居要件、仮住居等に関する規定が不要となることから削除をするものであります。

配付しております、資料2、新旧対照表、弘前駅前北地区都市再生住宅条例の一部改正についてを御覧願います。主な改正点について御説明をさせていただきます。

1 ページ目を御覧願います。

第2条第1号は、転貸の要件として、「土地区画整理事業の完了後は現に生活に困窮していることが明らかな者などに転貸する」を加えます。第2条第2号は、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例の廃止に伴い、廃止前の条例と改正をいたします。

2 ページ目を御覧願います。

第4条は、土地区画整理事業の施行に伴う「使用者の資格」を削除し、第5条第2項に規定

している「使用者の公募の方法」に改めます。

4 ページ目を御覧ください。

第5条では、使用者の資格の特例として、「現に住宅等に困窮していることが明らかな者で、収入が規則で定める基準に該当するもの」と規定しておりますが、土地区画整理事業が完了したことから、事業による使用に関する規定を削除し、「申請の要件」に改めるものでございます。

次に、9から10 ページ目を御覧願います。

第27条から第30条につきましては、土地区画整理事業の施行に伴う事業による使用者の収入超過等に関する規定を、弘前駅前北地区都市区画整理事業が完了したことに伴い削除し、これにより改正後の条を4条ずつ繰り上げます。

それでは、議案のほうにお戻り願います。2 ページ目下からの附則について御説明をいたします。

続いて、3 ページ目に移っていただきまして、附則の1では、本条例案の施行期日を公布の日から施行することを規定しております。附則2では、経過措置として、本条例施行の前日までに、改正前の弘前駅前北地区都市再生住宅条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の弘前駅前北地区都市再生住宅条例の相当規定によりなされたものとみなすと規定しております。

附則3では、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正について規定をしております。配付しました資料3、新旧対照表、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正についての、2 ページ目及び6 ページ目を御覧願います。

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例の事業完了による廃止に伴い、第1条第49号及び別表第2、別表第3に規定している弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理審議会の委員を削除するものであります。

議案にお戻り願います。附則の4では、弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について規定しております。配付をしております、資料4、新旧対照表、弘前市督促手数料、延滞金等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についての、2 ページ目から3 ページ目を御覧願います。

弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業施行条例の事業完了による廃止に伴い、土地区画整理事業に係る清算金の督促手数料徴収廃止の条文が不要となりますことから、第7条を削除するものでございます。

以上が本条例案の概要でございます。何とぞ十分な御審議を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○6番（蛭名正樹委員） 弘前駅前北地区都市再生住宅条例の一部改正について、2点ほど質疑しますけれども。

今、この住宅の入居率はどのくらいになっているのかと、あとはもう1点、この住宅条例の一部改正がされた後の所管課は、都市整備部から建築住宅課のほうに移るのか、それ2点お知らせください。

○都市計画課長（中田和人） 都市再生住宅であります。全部で50戸あります。50戸のうち32戸が入居しております。内訳としましては、1LDKと2LDKがあるのですけれども、1LDKが13戸のうち8戸、率でいくと62%、2LDKのほうはAタイプとBタイプというのがございまして、Aタイプのほうは22戸に対して入居戸数が13戸で59%、あとBのほうは15戸に対

して11戸入居の73%。全部で、入居率でいきますと64%となっております。

あと、所管なのですけれども、基本的には区画整理課で持っていたものを全部都市計画課で受けております。再生住宅もその中に入っております。考え方としては、市営住宅と同じようなということで建築住宅課ということもあろうかと思うのですけれども、きちんと整理してからということで、まだ都市計画課のほうで引き続き所管します。

○6番（蛸名正樹委員） この都市再生住宅、北地区のほかにも、前にも駅前の区画整理をやって、こういう形で移行したと思うのですけれども、その後は、入居率というのは上がっているのか。要は、入居率がまだ満床ではないので、それがこれから増える傾向なのかどうか。

○都市計画課長（中田和人） 事業期間中の平成30年3月末で、入居率は22戸の44%でした。ただ、そのときはまだ区画整理事業の方が優先という考え方もあったのですけれども、従前を見直しまして、要は入居対象として一般入居もできるようにしました。それで、それに伴いまして、要は宣伝——都市再生住宅がありますということで、入居募集中ということで広報ひろさきであったりとか、あとアップルウェブですとか、そういうのを、市の持つ広報媒体でいろいろ宣伝してまいりました。その結果、31年の3月末で24戸の48%、令和2年の3月末現在で27戸の54%と一応増加、こちらのほうでも頑張っておりまして増加傾向にはございます。

○委員長（外崎勝康委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（外崎勝康委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

## 議案第35号 民間資金等活用事業契約の締結についての議決の一部変更について

---

○委員長（外崎勝康委員） 最後に、議案第35号民間資金等活用事業契約の締結についての議決の一部変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（野呂忠久） それでは、議案第35号民間資金等活用事業契約の締結についての議決の一部変更につきまして御説明を申し上げます。

本案は、昨年第4回定例会で議決を得ました弘前れんが倉庫美術館等における今年度の指定管理料の増額に伴い、弘前市吉野町緑地周辺整備等PFI事業契約の変更契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、変更内容について御説明をいたしますので、配付資料の1を御覧願います。

まず、1、議案内容についてであります。当該事業契約は、施設的设计・施工から維持管

理、運営までを実施する一括契約であるため、契約金額に変更がある場合であっても、平成29年第2回定例会で議決を得た契約内容ではその変更箇所が特定できないことから、本案では新たに契約金額の内訳を記載するものであります。

次に、2、変更内容についてであります。現契約のサービス購入料2、これは施設運営業務及び維持管理業務に係る対価で、事業者が受け取る額であります16億8099万9960円に6021万1857円を増額するものでありまして、変更後のサービス購入料2は17億4121万1817円となり、これに伴い、事業契約額が42億6982万6617円となるものでございます。増額分の支出に当たりましては、別途、支払いに関する指定管理協定の締結後、概算払いにより支出することとするため、精算協議を行った上で契約金額が確定することになります。

なお、市では、弘前芸術創造株式会社と本年2月1日付で仮契約を締結しており、今定例会で議決を頂くことができましたら本契約とするものでございます。

最後に、配付資料2につきましては、PFI事業契約におけるサービス購入料の構成と内訳を記載しておりますので、御参照くださるようお願いを申し上げます。

○委員長（外崎勝康委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（野村太郎委員） ありがとうございます。2点質疑します。

まず、内訳等を記載したということで、今回の総額に関してはコロナのあれということだと思うのですが、6021万円を追加されているということで、追加分のこの6000万円分の、追加分の内訳というか、何に6000万円かというところを一つと。

それと、これはいろいろなところで議題に上がっていると思うのですが、今回のこの6000万円の補正という、追加というのが、私の認識では令和2年度だけなのかと思っております。要するにどこからどこまでをコロナの影響と見るかというところなわけです。結局、やっぱり足りない、やっぱり足りないと来年も再来年もとなっていくのは、やっぱりPFIの在り方としてよろしくないという点で、どこで線引きをしようと考えているかというところを2点目で質疑させていただきます。

○都市計画課長（中田和人） まず、このれんが倉庫美術館につきましては、一部利用料金制ということになっております。要は、毎年、指定管理料1億1000万円と、あとそれからプラス入場料で運営をしていくとなっております。それで、当初、入館料の見込みとしては、8万5000人ほどの来館者数を予想していたのですが、コロナの影響により、それこそ人が自由に動いてはいけないですとか、いろいろ制限がございまして、その結果、約3割の来館者数になるというふうにまず見込みました。その結果、大体8万5000人から約2万7000人になったことによりまして、その分の入場料収入の減少が約6000万円ということで、その入場料の減額分をそのまま補うと。それでその6000万円を指定管理料に追加して支給するという考えでございます。

次に、今後の指定管理者としてコロナ禍の中、どういうふうやっていくかということなのですが、美術館の維持管理に当たりましては、来年度以降も指定管理者が予防対策を徹底するなど、新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式を日常的に取り入れていくことになるかと思っております。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言や、あとそれから自粛要請などの行政指導があった場合は、PFI契約に基づき指定管理料の協議ができる、できる規定にはなっておりますので、その協議には応じますけれども、新型コロナウイルス感染症により起因するもの全てを協議対象、あるいは不可抗力として判断することはちょっとできないかと思っております。

先ほどの、6000万円につきましては、まだ正式な支給ではなくて概算払いです、精算行為がありますので。すみません、概算払いによる支出でございます。

○10番（野村太郎委員） 分かりました。基本的に、それこそ今の緊急事態宣言とか、いわゆる正式な形で人の動きがストップされない限りは、そういうことが発せられていないのに目標数に達しなかった場合は、基本的にはそういう追加ということは考えていない、それは企業努力の問題だという形で、こういった形にはならないというふうなことで理解しました、私としては。

最後に、これは要望ということなのですが、やっぱりこのコロナで人の流れがこういうふうになって、現状こういう6000万円を足すということになったというところを考えると、当初の予定では、最初ここで、だんだんだんだんこうなって、だんだんだんだんというような予定だったと思います。現状、これがこうなって、目標達成には、ここここことやっていかなければ駄目だと——議事録にどう載せれば……少しずつ下がっていくと。でも、今現状はどんと下がって、今また上げていかなければ駄目だということで、当初の計画というものの軌道に戻すためにはそれなりの努力というのが必要だと思います。そういう点でいうと、昨日の一般質問のときにも言ったのですけれども、いろいろな関係各所、各課と一緒に、タスクフォースを組んで知恵を出し合いながら、まず当初の目標のところまで戻すというのを、そこを何とか知恵を絞ってお願いしたいなというところで終わります。

○3番（坂本 崇委員） ちょっと2点ほど。

いわゆる施設利用料金収入ということで、大きいものは、やはりメインの観覧料収入ということになるとは思うのですけれども。ほかにも、いわゆる貸室とかあると思うのですね。でもこのコロナ禍においては、なかなかその貸室の利用というのは大変だと思うのですけれども、その利用率というのでしょうか、当初想定したのと比較してどういう状況であるかというのが1点と。

もう一つ、2階の図書コーナー、いわゆる入館料なく入れるエリアというふうに認識していましたが、先日、自主事業だと思うのですけれども、そこでシンポジウムというか、講演会みたいなものをやっていたのですが、今ある貸室というのは、意外と、面積がそんなに広くないので、このコロナ禍にあってはたくさん的人数を収容することができないということを考えると、まだ図書室、図書コーナーのほうが広くて使い勝手が、コロナ禍においてはいいのかなというふうに思うのですが、あそこについては、いわゆる行政財産の使用というか、そういう形で一般に、あまりにも風紀を乱さない限りは、そういう催物であったりイベントであったりという場合においては、貸出しすることができるものかどうか。この2点、お伺いします。

○都市計画課長（中田和人） まず、その施設の貸出料に関してですけれども、スタジオですか、あとそれからダンスルームとかがございます。それで、当初予定していた金額としては、大体年間300万円程度を予想しておりましたが、こちらのほうは、今のところ39万1194円と、約40万円と……。すみません、46万9000円というふうな状況になっております。

あとそれから、2階の図書室のほうなのですけれども、基本的には、一般的に展示で貸出しするのが、1階のほうの受付の前の、あそこの壁とか、あの辺になっております。ただ、2階のほうは、今のところ、そういうのは対象外になっているのですけれども、現実にあの空間、壁とかがいろいろ空いていますので、その辺はいろいろ運用のほうでやっていきたいと思っておりますけれども。実は、2階のあその空間でトークイベントですとか、人を集めてやる無料の小さなイベントとかも開催しております。いろいろな形で使っておりますので、平日はあのよ



うに静かな場所ですので、学生たちが、学校が終わってから勉強するような感じ、それで土日はそういうイベントとかでにぎわうような形とか、1週間を通じてその曜日曜日で、1年を通せば夏休み、冬休みとかあるでしょうから、その辺も含めた上でいろいろ対応を検討していきたいと思っております。

○3番(坂本 崇委員) それは、いわゆるさっき言った面積で行政財産使用料金とかを算定して、一般の人が借りるといことは条件つきだったり、あるいは貸さないのか、その辺は今どういうふうな位置づけになっているのでしょうか。

○都市計画課主幹(竹内良定) ライブラリーにつきましては、今年度、市民ギャラリーを——課長が先ほどおっしゃった受付の向かいにある市民ギャラリーの壁面を貸館業務の位置づけとして貸すことにしているのですけれども、今年度につきましては、ライブラリーの壁面を貸館業務として貸出ししております。委員が御懸念の、その行政財産の使用目的というところについては、ライブラリー全体の使用については行政財産の許可の申請が必要になるということですが、壁面の作品展示につきましては、貸館業務の料金設定と同じ扱いになります。

○委員長(外崎勝康委員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(外崎勝康委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(外崎勝康委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(外崎勝康委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時41分 散会】